

障害福祉NEWS

2020年6月 通巻No. 27

頒価 100円

目次

【国内ニュース】

- ・ [厚労省] 社会福祉法改正
- ・ [厚労省] 令和元年度障害者の職業紹介状況等の取りまとめを公表
- ・ [内閣府] 障害者政策委員会が障害者差別解消法の見直しに関する意見をとりまとめ
- ・ [内閣府] スーパーシティ法成立
- ・ [総務省] 電話リレーサービス法成立
- ・ [国交省] 改正バリアフリー法施行
- ・ [国交省] 自動車事故対策費補助金を公募
- ・ [法務省] 性犯罪刑事法検討会を開催
- ・ [農水省] 農業版ジョブコーチ育成研修を開始
- ・ [調査] 我が国の自閉スペクトラム症の有病率は3.22%

【海外情報】

- ・ [米国] 国勢調査局が障害者に関わる統計情報を集めたサイトを公開
- ・ [米国] 知的障害者・発達障害者に対するCOVID-19の影響調査結果
- ・ [英国] BBCがタレントの20%を障害者やBAMEの人々から起用する方針を発表
- ・ [英国] ビジネス障害フォーラムが職場における合理的調整に関する調査結果を公表
- ・ [オーストラリア] 障害者支援労働者規則施行のためのキャンペーン
- ・ [インド] 障害者支援機器に関する調査
- ・ [ベトナム] USAIDがリハビリテーション専門職に対する訓練プログラム向上を支援

【情報フォルダー】

- ・ アジア太平洋地域における障害分野の国際支援の動向
—JANNETの活動を中心に—



[厚労省]社会福祉法改正

令和 2(2020)年 6 月 5 日、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が可決され、同 6 月 12 日法律番号 52 として公布されました。これにより社会福祉法が改正されました。

今回の改正の趣旨は、「地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。」とのことで、具体的には次のような内容を含みます。

- ①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- ③医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- ④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑤社会福祉連携推進法人制度の創設

①では社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施する重層的支援体制整備事業を市町村が実施できることとしたこと、⑤では、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設すること等が注目されます。

施行日は、令和 3 年 4 月 1 日ですが、一部は公布日、また、別の一部は公布の日から 2 年を超えない範囲の政令で定める日となっています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/201.html>(厚労省)
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm(国会)

[厚労省]令和元年度障害者の職業紹介状況等の取りまとめを公表

令和 2(2020)年 6 月 22 日、厚生労働省は、

令和元年度の障害者の職業紹介状況等の取りまとめを公表しました。

令和元年度のハローワークを通じた障害者の職業紹介等の概要は次の通りです。

○就職件数は 103,163 件(対前年度比 0.8%増)

○就職率は 46.2%(対前年度差 2.2 ポイント減)

○新規求職申込件数は 223,229 件(対前年度比 5.7%増)

○就職件数は 103,163 件(対前年度比 0.8%増)

○就職率(就職件数/新規求職申込件数)は 46.2%(対前年度差 2.2 ポイント減)

○障害別就職率は下表のとおり。

	就職件数(件)	対前年度差(比)	就職率(%) (対前年度差)
身体障害者	25,484	1,357 件減 (5.1%減)	41.1 (2.7 ポイント減)
知的障害者	21,899	335 件減 (1.5%減)	59.4 (2.7 ポイント減)
精神障害者	49,612	1,572 件増 (3.3%増)	46.2 (1.2 ポイント減)
その他の障害者	6,168	965 件増 (18.5%増)	36.6 (3.8 ポイント減)
合計	103,163	845 件増 (0.8%増)	46.2 (2.2 ポイント減)

○産業別の就職件数は、「医療、福祉」が 35,744 (構成比 34.6%)、「製造業」が 13,418 件(同 13.0%)、「卸売業、小売業」が 12,357 件(同 12.0%)、「サービス業」が 10,524 件(同 10.2%)。

○ハローワークに届け出のあった障害者の解雇者数は、2,074 人(平成 30 年度 1,980 人)。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11992.html

[内閣府]障害者政策委員会が障害者差別解消法の見直しに関する意見を取りまとめ

令和 2(2020)年 6 月 22 日、第 52 回障害者政策委員会が開催され、「障害者差別解消法施行 3 年後見直しに関する意見」の最終取りまとめが行われました。

同取りまとめは、令和 2 年 1 月 27 日開催の

第 49 回委員会で取りまとめ案が事務局より提出されましたが、委員からの修正意見が相次ぎ、令和 2 年 2 月 21 日開催の第 50 回委員会で修正案、令和 2 年 5 月 25 日開催の第 51 回委員会で再修正案、今回の委員会で再々修正案が提出され合意に至りました。

最終とりまとめにおいては、「3 年後見直しに当たっての基本的な考え方」として次のような内容が示されています。

①権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

②地域における取組等の実情を踏まえた見直し

③関係者間の相互理解の促進

また、「個別の論点と見直しの方向性」として、次のような論点が示されています。

①差別の定義・概念の明確化

②事業者による合理的配慮の適切な提供の確保、建設的対話の促進、事例の共有等

③地域における相談・紛争解決体制の見直し、相談対応等を契機とした事前的改善措置（環境整備）の促進

④都道府県による市町村の地域協議会の支援、複数の地域協議会の間での情報共有等の促進

詳しくは、下のサイトをご覧ください。（寺島）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_52/

[内閣府]スーパーシティ法成立

「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（スーパーシティ法）」が、令和 2(2020)年 5 月 22 日に参議院・地方創生・消費者問題特別委員会で可決され、5 月 27 日には参議院本会議で採決され政府提出案どおり成立しました。そして、令和 2(2020)年 6 月 3 日に法律第 34 号として公布されました。

スーパーシティ法は、次の 9 つの内容を含んでいます。

①新たな特定事業の追加

②国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に係る欠格事由等に関する規定の整備

③革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例に関する措置の追加

④課税の特例措置の要件の見直し

⑤国の機関等に対するデータの提供

⑥地方公共団体に対するデータの提供

⑦新たな規制措置

⑧国家戦略特別区域諮問会議の所掌事務の追加

⑨情報システム相互の連携を確保するための基礎に係る規格の整備及び互換性の確保に関する援助

特に注目されているのが、①の新しい特定事業の追加です。この改正の中心は、国家戦略特別区域法第 2 条を改正し、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を新に特定事業に追加するというものです。

この事業は、特区内の電磁的に記録されたデータを収集および整理し、先端的区域データ活用事業を実施する主体に提供する事業です。

同事業に関して、令和 2(2020)年 6 月 3 日、内閣府・地方創生推進事務局の村上敬亮審議官が、TOKYO MX の朝のニュース生番組「モーニング CROSS」の「ニュース HORIC」のコーナーにリモート出演し、スーパーシティのメリットとして、①危機に強いこと、②子どもや障害者、老人、誰もが安心して元気に街に出かけられること、③観光客も便利に気軽に街を楽しめることを取り上げて解説しています。

スーパーシティ法については、下のサイトをご覧ください。（寺島）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokuseintoc/kettei/r202005.html>

村上審議官のニュースは下にあります。

<https://s.mxtv.jp/tokyomxplus/mx/article/202006050650/detail/>

[総務省]電話リレーサービス法成立

令和 2(2020)年 6 月 5 日、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が、参議院で可決成立し、令和 2 年 6 月 12 日(法律番号 53)公布されました。

本法律は、電話の利用の円滑化を図ることにより聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、もって公共の福祉の増進に資することを目的としており、以下のような内容を含みます。

①総務大臣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針を定める。

②総務大臣は、電話リレーサービスの提供の業務を適正かつ確実に実施できる者を電話リレーサービス提供機関として指定することができる。

③電話リレーサービスの提供の業務に要す

る費用に充てるための交付金を、電話リレーサービス提供機関に対し交付する。ただし、当該交付金に係る負担金の納付を電話提供事業者に義務付ける。負担金は、利用者に転嫁可能で、当面、負担額は毎月1番号あたり1円以下を想定しているとのこと。

電話リレーサービスとは、通訳オペレータ(手話通訳者等)が手話又は文字と音声を通訳することにより、聴覚障害者等の電話による意思疎通を仲介するものとされています。

この法律は、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされています。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/k_houan.html(総務省)

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/gian.htm>(国会)

[国交省]改正バリアフリー法施行

令和2(2020)年5月20日に公布された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が、令和2年6月19日に一部改正されました。これは、同日、改正バリアフリー法の施行日を定める政令が施行されたことによります。

改正バリアフリー法の主な改正内容は、①公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、②国民に向けた広報啓発の取組推進、③バリアフリー基準適合義務の対象拡大等ですが、このうち、①と②について同日施行されました。③については、2021年4月1日施行となっています。①については、(1)公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設、(2)公共交通機関の乗継円滑化のため他の公共交通事業者等からのハード・ソフトの移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設、(3)障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設の情報提供の促進等が含まれます。

②については、(1)優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進、(2)市町村等による「心のバリアフリー」の推進が含まれます。

また、③については、公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設が追加されています。

今回の改正で特筆すべきものは、これまで、バリアフリー法は、建築物や公共交通機関の設備や構造等のハード面に関する基準を設定していましたが、今回の改正では、ソフト基準が創設されたことです。例えば、タクシーにスロープ板の設備があっても、その使い方がわからなければ、バリアフリーとはならないことから、ハード面に加えてソフト面の充実が重要であるという考え方です。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000237.html

[国交省]自動車事故対策費補助金を公募

令和2(2020)年6月8日国土交通省は、在宅生活支援環境整備事業(自動車事故対策費補助金)の募集を開始しました。

本補助事業は、在宅で療養生活を送る自動車事故による重度後遺障害者の介護者が、様々な理由により介護が難しくなる場合(いわゆる「介護者なき後」)に備え、障害者支援施設等に対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助することにより、受入環境の整備を推進することで、自動車事故による重度後遺障害者及びその家族が安心して生活を送れるよう環境整備を進めることを目的としています。平成30年度から実施されています。

補助対象事業者は、障害者総合支援法の「障害者支援施設」又は「共同生活援助」を行う事業所で、令和2年度に自動車事故により重度の後遺障害を負った者が入所していること又は具体的な入所の見込みがあること等の要件があります。

補助対象となる経費は、介護器具・用具等を導入するための入所施設経費と生活支援員等を雇用する等の人材雇用費が対象になっています。

予算総額は3億1,330万円で、補助限度額は、1施設当たり、入所施設経費は400万円/年、人材雇用費は、生活支援員数×360万円/年等となっています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000066.html

[法務省]性犯罪刑事法検討会を開催

令和2(2020)年6月4日、法務省は、「性犯罪に関する刑事法検討会」第1回会議を開催

しました。

同検討会は、平成 29 年 7 月 13 日に施行された「刑法の一部を改正する法律」の附則 9 条に基づくもので、同附則には、「政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されています。

そこで、法務省は、刑法改正後の規定を適用した事件の状況等を把握するため、平成 29 年 7 月 13 日から令和元年 12 月 31 日までに地方検察庁に報告があった事件について調査を実施し、その結果に基づき、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための刑事法に関する施策の在り方について検討を行うため同検討会を開催するに至ったものです。

検討会メンバーは、井田良中央大学教授を座長に、被害者心理・被害者支援等関係者、刑事法研究者(大学教授)、実務家(判事、検事、弁護士、刑事、心理専門家)ら女性を中心に 17 名から構成されています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)
http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00020.html

[農水省]農業版ジョブコーチ育成研修を開始

令和 2(2020)年 6 月 12 日、農林水産省は、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスできる専門人材を育成するための研修会の受講者の募集を始めました。

政府は、農福連携を進めており、令和元年 6 月には「農福連携等推進ビジョン」を決定していますが、同ビジョンに、「農業版ジョブコーチの仕組みを全国共通の枠組みとして構築し、専門人材を育成することで、農業分野における障害者の作業環境の確保を促進する」とされており、それに基づきこの研修会を開催したとのことです。

研修日程は、①実地研修・グループワーク 8 月 17 日(月曜日)～ 8 月 20 日(木曜日)、②座学研修 9 月 14 日(月曜日)～ 9 月 16 日(水曜日)、場所は農林水産研修所つくば館水戸ほ場となっています。

研修対象は、すでに農福連携の支援に関わ

っている方に限らず、これから関わろうとする方も広く対象になっていて、例えば、個人農家、農業法人の構成員、障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者・職業指導員・生活支援員、自治体職員、JA 職員、研究者等が想定されています。

受講料は無料で、募集の〆切は令和 2 年 7 月 17 日(金曜日)、定員は 20 名程度となっています。

研修終了後認定されれば、「農福連携技術支援者(農林水産省認定)」の資格が得られるとのことです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)
<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/kouryu/200612.html>

[調査]我が国の自閉スペクトラム症の有病率は 3.22%

令和 2(2020)年 5 月 28 日、国立大学法人弘前大学は、我が国の 5 歳児における自閉スペクトラム症の有病率は 3.22%であることを示した学術論文が 2020 年 5 月 14 日に英国の学術誌 Molecular Autism 誌に掲載されたことを発表しました。この論文は国内での自閉スペクトラム症(ASD)の有病率を明らかにし、各年の有病率の増加がないことを証明した初めての報告だとのことです。

同大学大学院医学研究科神経精神医学講座齊藤まなぶ准教授、同研究科子どものこころの発達研究センター中村和彦教授らの研究グループは、2013 年から地域の全 5 歳児に対する 5 歳児発達健診を毎年実施し ASD に関する結果を報告しました。

論文のタイトルは「Prevalence and cumulative incidence of autism spectrum disorders and the patterns of co-occurring neurodevelopmental disorders in a total population sample of 5-year-old children」で、調査の主な目的は、①国内での ASD の有病率は増えているのか、②他の神経発達症(NDD)を併存する ASD の割合はどの程度なのかを明らかにすること等です。

2013 年から 2016 年の弘前市の 5 歳児健診の対象者 5,016 名を解析した結果、ASD の有病率は 3.22%であり、また、ASD の顕著な増加はなかったとのことです。

さらに、ASD の 88.5%は少なくとも 1 つの発達障害の併存があり、50.6%に注意欠如多動

症、63.2%に発達性協調運動症、36.8%に知的発達症および 20.7%に境界知能が併存していることが分かったとのことです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/49291.html>

海外情報

[米国]国勢調査局が障害者に関わる統計情報を集めたサイトを公開

米国では、「障害のあるアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act: ADA)」30周年を記念して、2020年にさまざまなイベントを開催しています。コロナウイルスの影響であまり話題になることが多くありませんでしたが、米国情勢調査局 (U.S. Census Bureau) は、2020年6月17日、7月26日の ADA 署名の日を記念して、ウェブサイトで「注目される事実 (Facts for Features)」を公開しました。

このサイトでは、障害のあるアメリカ人の人口統計に関するさまざまなスナップショットを提供しています。

- ・2018年の施設入所していない民間の障害者数 4,060万人 (人口の 12.6%)

- ・2018年に施設入所していない民間の障害者の人口比率が最も高い州はウェストバージニア州の 19.1%、最も低い州はユタ州の 9.6%

- ・2018年に18歳から64歳で雇用されている施設入所していない民間の障害者数 760万人

- ・2018年に16歳以上の勤労所得のある施設入所していない民間の障害者の過去12か月の所得の中間値 23,848ドル

その他、年齢、障害種別、人種などの障害者にかかわる統計情報が収録されています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.census.gov/newsroom/facts-for-features/2020/disabilities-act.html>

[米国]知的障害者・発達障害者に対する COVID-19 の影響調査結果

2020年6月24日付 Disability and Health Journal オンライン版の短報「ニューヨーク州のグループホームに住む知的障害および発達障害のある人々に対する COVID-19 の影響 (COVID-19 COVID-19 outcomes among people with intellectual and developmental disability living in residential group homes in

New York State)」は、次のような報告をしています。

著者: Scott D. Landesa (Syracuse 大学)、Margaret A. Turkb (SUNY Upstate 医科大学)、Margaret K. Formicac (同左)、Katherine E. McDonald (Syracuse 大学)、J. Dalton Stevensa (同左)

調査方法: ニューヨーク州の住宅サービスの半分以上を提供する連合組織 New York Disability Advocates (NYDA) および ニューヨーク州保健省 (Department of Health) のデータを用いて、パンデミック開始から 2020年5月28日までのデータを分析。

結果: 発症率は、人口 10万人あたり ニューヨーク州全体が 1,910例に対して 7,841例、発症者の致命率は、同じく 7.9%に対して 15.0%、その間の ニューヨーク州全体の死亡率は、10万人あたり 151人に対して 1,175人であった。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S193665742030100X?via%3Dihub#>

[英国]BBC がタレントの 20%を障害者や BAME の人々から起用する方針を発表

2020年6月22日、BBCは、テレビの多様性の向上のために2021年4月から3年間で1億ポンドの予算を投入することを公表しました。「大きな飛躍 (a big leap)」と呼ばれるこの動きは、タレントの 20%を、過小評価されている人々のグループから起用するというものです。このグループには、障害のある人々、または、BAME (black, Asian and minority ethnic) と呼ばれる黒人やアジア人およびマイノリティーグループ等社会経済的に不利な背景を持つ人々が含まれます。

BBCは、これまでも、人種差別などへの取り組みを実施してきており、2019年10月には、テレビのプレゼンターでありキャンペーン活動家でもあるジュンサルポンさんを、BBCのクリエイティブ・ダイバーシティ・ディレクターに任命し、2020年までに、放送スタッフの50%を女性にし、BAMEに15%、障害者と、LGBTスタッフはそれぞれ8%とするしました。

今回の決定は、米国で警察拘留中にジョージフロイド氏が亡くなったことを受けて、これ以上何ができるかを検討した結果であるとのことです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.bbc.com/news/entertainment-arts-53135022>

[英国]ビジネス障害フォーラムが職場における合理的調整に関する調査結果を公表

2020年6月24日、非営利会員団体「ビジネス障害フォーラム(Business Disability Forum)」は、「職場における合理的調整に関するグレートビッグ調査－職場における調整の経験と成果を明らかにする (Great Big Workplace Adjustments Survey – Exploring the experience and outcomes of workplace adjustments in 2019–20)」の結果を公表しました。同団体は、ビジネスを通じて障害者にとってスマートな世界の創造を目指しています。

英国では、合理的配慮(reasonable accommodation)を合理的調整(reasonable adjustment)と呼んでおり、このレポートは、職場での調整について調査しています。調査には1,200人以上が回答しています。

調査では次のような結果が示されています。

- ・障害はあるが、調整なしで働いている労働者のうち、60%が、調整を求めた、または、求めることを検討した。
- ・提供されている調整の主なものは、機器の提供、柔軟な勤務時間、在宅就労、受診やリハビリのための休暇時間の提供などで、それほど多くの費用をかけていない。
- ・調整を受けている人の28%と調整を受けていない人の34%は、雇用主が調整を要求する前とは違った扱いをするのではないかと心配したため、要求をしなかった。
- ・調整を受けている人の23%と調整を受けていない人の31%は、同僚の対応の変化を心配して要求をしなかった。
- ・管理者の大多数は、調整の管理について「ある程度自信がある」していたが、「非常に自信がある」とした人は少数派で(約3分の1)であった。

その他、詳しいことは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://businessdisabilityforum.org.uk/policy/the-great-big-workplace-adjustments-survey-2019-20/>

[オーストラリア]障害者支援労働者規則施行のためのキャンペーン

2020年6月5日、ヴィクトリア州政府は、2020年7月1日から施行される障害者支援労働者規則(Disability Worker Regulation)についてのキャンペーンを開始しました。

障害者支援労働者規則は、「ヴィクトリア州2018年障害サービス安全法(Disability Service Safeguards Act 2018(Vic))」に基づき施行されるもので、障害のある人々が高品質のサービスを安全に受けられるようにすることを目的としています。

これらの措置は、2016年にビクトリア州議会が行った障害者サービスにおける虐待に関する質問に対応するために行われました。

新しく制度化される主な内容は次のとおりです。

- ・苦情処理機関としてビクトリア州障害者支援労働者委員会を設立する。

- ・障害者は障害者を支援する労働者のついで苦情を同委員会に申し立てることができる。

- ・同委員会は障害者を支援する労働者に対して障害者サービス安全実施基準を遵守するよう求めることができ、場合によっては業務停止を命令できる。

- ・障害者支援労働者の登録制度を新設する。(コロナウイルスの影響で施行を2021年7月1日まで1年間延期)

- ・家族支援者やボランティアの支援者は非該当。

- ・有給のすべての障害者支援労働者に適用される。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.vdwc.vic.gov.au/>

[インド]障害者支援機器に関する調査

2020年6月2日、英国の国際開発省(Department for International Development)は、インドの障害者のための支援機器に関する最近の状況に関するレポートを発表しました。

このレポートの目的は、インドの障害者支援機器に関するエビデンスに基づく理解を深め、適切かつ効果的な対応を可能にすることです。この背景には、インドではほとんどこの種の調査が行われておらず、英国の同国支援に必要な情報が得られていないということがあります。

調査は、インドのアマルタス・コンサルティング(Amaltas Consulting)という民間企業に委託

して行われました。

調査結果の主な内容は次のとおりです。

- ・インドは国連障害者権利条約を早期に署名し、1995 年以来、障害に関する法律が整備され、最近も 2016 年に改訂された。また、国立機関のネットワークがあり、障害者認定のデジタル化が行われた。国家イノベーション基金があり、機器の開発に資金を提供している。しかし、提供しているサポートが十分であるか更新が必要かどうかについて議論がなされる必要がある。
- ・ALIMCO という大規模な政府機関が 350 種類以上の支援機器を生産している。しかし、機器の適合性や強度について疑問が提起されている。民間セクターには、眼鏡、車椅子、杖などの一部の分野を除いて開発者や生産者はほとんどいない。
- ・支援機器を利用できるようにするためには、障害者とその介護者の意識改革が必要である。そのために、有用性、利用可能性、コスト、運用コスト、サポートサービスなどに関する情報を提供する必要がある。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.gov.uk/dfid-research-outputs/rapid-review-of-assistive-technologies-for-people-with-disability-in-india>

[ベトナム]USAID がリハビリテーション専門職に対する訓練プログラム向上を支援

2020 年 6 月 2 日、米国国際開発庁(United States Agency for International Development: USAID)、インターナショナルセンター(International Center: IC)、およびハノイ医科大学(Hanoi Medical University)は、国際的に認められた専門的な能力基準に則して現状のリハビリテーション医とリハビリテーション専門職の訓練プログラムを向上させるために協力して取り組むための覚書に署名しました。なお、ハノイ医科大学は、リハビリテーション医師に対するベトナム国内で最高のトレーニングを提供しているとのことです。

リハビリテーション訓練プログラムの改訂は、次のように行われます。(1) 現在のリハビリテーション訓練プログラムとリハビリテーション医の能力を分析する、(2) リハビリテーション医と専門職のための専門的な能力基準を開発する、(3) これらの基準に基づいて訓練プログラムを刷新する、(4) 改訂されたリハビリテーション医向けの訓練プログラムをハノイ医科大学で試験運用する。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.usaid.gov/vietnam/program-updates/jun-2020-usaid-supports-revision-vietnam-rehabilitation-doctor-training-program>

情報フォルダー

アジア太平洋地域における障害分野の国際支援の動向

—JANNET の活動を中心に—

法政大学名誉教授 松井 亮輔

設立の経緯と初期の主な活動

「障害分野 NGO ネットワーク」(Japan NGO Network on Disability、略称 JANNET)設立のきっかけとなったのは、1992 年 6 月国連障害者の十年(1983 年～1992 年)最終年記念イベントの一環として、全国社会福祉協議会等の主催で、障害分野での国際協力に関するセミナーが都内で開催されたことである。同セミナーに参加したのは、1981 年の国際障害者年以來、アジア途上国のリハビリテーション分野の中堅指導者を数週間日本に招いて研修等を実施してきた(財)日本障害者リハビリテーション協会(以下、リハ協)等、主として障害分野に特化した国際協力・交流事業にかかわっていた十数の障害者団体関係者である。

その後、そのセミナーに参加した関係者が話し合った結果、障害分野における国際協力・交流を推進するためのネットワーク組織として JANNET が 1993 年 12 月に設立された。

それは、同じ年に国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)により国連障害者の十年が目指

してきた、障害者の「完全参加と平等」を実現すべくアジア太平洋地域で引き続いて取り組むための「アジア太平洋障害者の十年」(1993年～2002年)が始まったことへの(障害者団体としての)対応の意味もあった。したがって、JANNETの初期の主な活動は、アジア太平洋地域各国における同十年の推進に関連した国際協力・交流事業を中心としたものだったといえる。

その後の展開

(1) コミュニティに根ざしたリハビリテーション(CBR)の普及活動

アジア太平洋障害者の十年最終年にあたる2002年にニューヨークの国連本部ではじまった、障害者権利条約制定に向けての検討やそれともリンクした、世界保健機関(WHO)のイニシアティブによる、障害の視点を重視した、コミュニティに根ざしたインクルーシブ開発の基本指針となる「Community-Based Rehabilitation (CBR)ガイドライン」(2010年10月公表)の策定に向けての動き等を踏まえ、2000年代にはJANNETはコミュニティに根ざしたインクルーシブ開発を目指すCBRプログラムに焦点化した研修・啓発活動等に取り組む。それに関連して、バングラデシュやインドで実践されている先駆的なCBRプログラムから学ぶために、それらの国からマヤ・トーマス博士(「障害、CBRとインクルーシブ開発」誌編集長、インド)やノーマン・カーン(開発における障害センター(CDD)理事長、バングラデシュ)等の関係者を講師として招くとともに、それらの講師等の協力を得て、これらの国での実地研修(2006年3月バングラデシュ、2010年1月インド)等も実施している。

また、一般の開発関係団体の協力を得て、障害インクルーシブな開発を推進するため、主として一般の開発関係団体から構成される認定NPO法人「国際協力NGOセンター」(JANIC)に2008年に加盟するとともに、JANICが外務省および独立行政法人国際協力機構(JICA)と協力して、毎年お台場センタープロムナードで実施している「グローバルフェスタ JAPAN」に出展するなど、一般の開発関係団体との連携を図る努力をしている。

一方、開発活動の一部に障害分野を含む、(NPO法人)難民を助ける会、(NPO法人)ワールド・ビジョン・ジャパンや(国際協力NGO)シャプラニール＝市民による海外協力の会等が会員に加わるなど、JANNETの会員構成も多様化している。

(2) 第3回アジア太平洋 CBR 会議の開催

2006年12月に国連総会で採択され、2008年5月に発効した障害者権利条約のコミュニティレベルでの実施推進を意図したWHOのイニシアティブでアジア太平洋地域においても、2009年2月に第1回アジア太平洋CBR会議がバンコクで開催されて以来、同地域内各国持ち回りで同会議が開催されている。その中心となっているのは、同地域各国でCBR活動にかかわっている関係団体から構成されるCBRアジア太平洋ネットワーク(以下、CBRAPネットワーク。事務局は、バンコクにあるアジア太平洋障害者センター(APCD))である。JANNETは、第1回目の同会議に参加するとともに同ネットワークのメンバーになっている。そして2015年9月には同ネットワークおよびリハ協の協力を得て、第3回アジア太平洋CBR会議(メインテーマは「コミュニティに根ざしたインクルーシブ開発を通しての貧困削減と持続可能な開発目標(SDGs)」)を東京で開催。参加者は、46か国・地域から約550人に上る。

なお、第4回同会議(「メインテーマは「コミュニティに根ざしたインクルーシブ開発(CBID)を通じた持続可能な社会開発と経済成長」)は、2019年7月モンゴルのウランバートルで開催されている。

同会議からその名称には従来のCBRにかわりCBIDが使われるようになったことにも象徴されるように、障害者をはじめすべての社会的脆弱グループを対象としたインクルーシブな開発の推進がより明確に打ち出されている。

SDGs 市民社会ネットワークへの参加

2015年9月に開催された「持続可能な開発にかかる国連サミット」で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」が採択された。それは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す17の目標、169のターゲットおよびそれらの達成状況をモニターするための231の指標から構成される。このうち7つの目標(目標1(貧困をなくす)、目標4(質の高い教育)、目標8(ディーセント・ワークと経済成長)、目標10(格差の是正)、目標11(持続可能なまちづくり)、目標16(平和・正義・有効な

制度)、目標 17(目標達成に向けたパートナーシップ))にかかる8つのターゲットならびに 11 の指標に障害または障害者が明記されている。

同サミットでの SDGs 採択に向けての多国間交渉に日本の市民社会団体の意見を反映することを意図して、2013 年に「ポスト 2015NGO プラットフォーム」が設立され、同年から 2015 年にかけて SDGs に関する市民社会団体と外務省との意見交換会が 15 回行われた。JANNET は日本障害フォーラム等、他の障害者団体とともにそれらの意見交換会に定期的に参加し、SDGsの中に障害および障害者を明確に位置付けるべく、積極的に意見表明を行った。また、SDGs 採択後、同プラットフォームを引き継ぐものとして 2016 年 4 月に設立された「SDGs 市民社会ネットワーク」(SDGs ジャパン)のメンバーとなり、その活動にも参加するとともに、同ネットワークの協力を得て、「誰も取り残さないフェスタ『とりフェスタ』」(2018 年 12 月)や「誰も取り残さないセミナー『とりセミナー』」(2019 年 11 月)などを開催している。

つぎのステップに向けて

SDGs が目指す「誰一人取り残さない」社会の実現には、企業、労働組合、地方自治体などへの働きかけやそれらとの連携が求められよう。そのためには、JANNET 独自での取り組みに加え、JANNET がメンバーとして参加している JANIC、SDGs ジャパンおよび CBRAP ネットワーク等国内外の関係団体とのさらなる連携強化を図る必要があると思われる。



編集後記

6月は通常国会の会期終了月のため、関連の法律が多く成立します。本号では、社会福祉法、電話リレーサービス法、スーパーシティ法について紹介しています。

情報フォルダーでは、アジア太平洋地域における障害分野の国際支援の動向について

解説していただきました。

アジア太平洋地域において CBR (Community Based Rehabilitation) は大きな役割を果たしてきました。今日では CBID (Community Based Inclusive Development) と名前を変え、さらに進化した取り組みが展開されています。また、その手法を我が国の地域共生社会実現のための取り組みに取り入れる試みも始まりました。(寺島)

編集・発行 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1
TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523 e-mail:soumu@inf.ne.jp